

令和 7 年度第 2 回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午前 1 0 時～ 1 1 時 4 0 分		
開催場所	徳島市役所 8 階 庁議室		
出席者	委員会 多田委員長、谷口委員、則包委員、臼井委員、上野委員 徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員 上下水道局		
審議案件	一般競争入札（総合評価方式含む）	7 件	
	指名競争入札	2 件	
	随意契約	1 件	
	合計	10 件	

議事概要

委 員 会		徳島市及び上下水道局	
入札・契約手続等の運用状況等について			
◇なし		◆	
審議 1 ＜一般競争入札＞ 八万ポンプ場（新ポンプ場）耐震・耐津波診断業務 （河川水路課）			
◇参加資格設定理由のうち、専門性の高い業務ということで品質の差が出る業務なのか		◆解析作業とその評価を行う業務が専門性の高い業務となっています。	
◇我々が事後検証するための資料は何ページにあるのか。この会を意味のある実効性の高いものにするために、事業者からのリスクの提案などをまとめた書類があればよい。		◆参加資格条件として、過去 1 0 年間で同様の業務の元請としての履行実績を求めています。その書類は添付しておりません。	
◇5 者のうち 2 者が最低制限価格未満で失格となっているが、最低制限価格の設定の根拠を教えてください。コストが低すぎるから失格・排除ということではなく、同じ品質で安くできるのであればいいのではないかと。		◆公告文に記載している計算式に基づいています。県外の手先の業者が参加しており、競争性は確保できているという認識です。	
審議 2 ＜指名競争入札＞ 田宮公園プール改修工事設計業務 （文化スポーツ振興課）			
◇9 者のうち 6 者が辞退で、3 者は予定価格と同額で入札している。疑念を持たれかねない結果だと思うが。		◆このような辞退が多い事例はまれです。この案件は、発注時期が少し遅く、成果品も 11 月に提出しなければならない条件もついており、特殊であったことも要因であると考えられます。	
◇内訳明細書をみると、市が設計した内訳明細書とかけ離れた内訳明細書を作成している業者もいるが、結果として入札金額が予定価格と同額で 3 者が並んだ結果となっている。		◆設計業務は国の基準に当てはめて適正に積算しています。	

◇様式の中で第2回、第3回の欄があるが、どういう意味か。	◆新しいシステムにおいて、工事と物品の様式が共通となっているため、物品用として第2回、第3回の再入札の対応としています。
◇この設計業務は業者によって差が出るのか、差が出ないのか。	◆どの業者でも同じような成果となります。
審議3 <一般競争入札・総合評価方式> 徳島市立高等学校サッカーグラウンド人工芝改修工事 (市立高等学校事務局)	
◇この工事はどの業者が請け負っても大差ないのか。	◆そのとおりです。
◇技術より金額の安さだけの勝負になるのか。	◆設計時に人工芝の打ち合わせを現場で行い、水準を仕様に記載しており、どの業者でも水準を満たす工事ができると思います。
◇施工体系図での下請業者の評価について、元請業者に任せているのか、下請業者も含めて元請業者の評価を市がしているのか。	◆総合評価では、下請業者までの評価はしていません。元請業者に下請業者までの制限を設けることは難しいですが、施工体系図のとおり、元請業者は下請業者との契約関係を監督員に報告しています。
◇下請業者がもし不正を起こしたら、元請業者は何らかのペナルティが与えられるのか。	◆一概には言えませんが、工事成績に響くようなことがあれば、今後の総合評価の入札に影響があると認識しています。
◇発注の時に下請業者のことを知らなくてもよいのか。親会社の子会社をどう統制するのか書面にして点検することが大事ではないのかという提言である。	
◇失格判断基準について説明してください。	◆失格判断基準は調査基準価格を下回ったときに使用する価格であります。
◇会社ごとになぜ内訳明細書にこのような差が生じるのか。	◆国の基準がありますが、全ての会社が対応できるかということそうではありません。全て一辺倒になるのもおかしいと思います。ばらつきが出て当然だと思います。
◇法定福利費に違いがあるのはどうしてか。	◆法定福利費は、会社が負担する社員の社会保険料のことですので、対象者数が違えば金額も変わってきます。
審議4 <一般競争入札・総合評価方式> 安宅新橋改良工事(週休2日確保モデル工事) (道路建設課)	
◇1者が失格になっている理由は何か。	◆失格基準価格を下回ったためです。
◇落札候補者の決定とは何か。	◆総合評価方式において、まず、評価点数が一番良い業者が落札候補者となります。次に落札候補者か

◇基礎点の 100 点に意味があるのか。 ◇一般管理費が 30 パーセント未満の業者がいるが、内訳明細書が○で正しいのか。 ◇施工能力審査型ということなので、工事施工に業者の能力に差が出るということか。 ◇設計は別の業者ですか。	ら追加資料の提出を求め、確認できたら落札者となる事務手続きを踏んでいます。 ◆基礎点の根拠については未確認です。 ◆一般管理費の 30 パーセント以上という条件は、調査基準価格を下回る場合のときであって、内訳明細書の○については、参加資格を満たしているという結果です。 ◆特に差がでる工事とは考えておりません。難易度が高くなると、技術提案を求めるタイプになると思います。 ◆詳細調査をした上で設計書を作成しています。
審議 5 <一般競争入札> 秋田町・明神町線側溝改良工事 (道路建設課)	
◇低入札調査価格について教えてください。	◆ 5 千万以上の案件のときに、低入札価格調査制度を適用します。
審議 6 <指名競争入札> 入野北線道路舗装工事 (耕地課)	
◇技術に差がつく工事なのか、差がつかないので金額だけの競争なのか。 ◇工事の内容を教えてください。	◆差がつくような工事内容ではありません。 ◆舗装面積は 5 1 0 m²、施工延長は 1 9 0 m です。
審議 7 <随意契約> 東部環境事業所し尿処理施設補修工事 (東部施設課)	
◇特命随意契約なので、市側の予定価格と相手の見積価格を比較して妥当であると判断できるが、それ以外に確認している方法はないのか。 ◇設計業務の資料は添付していないのか。 ◇コンサル業者からどのような意見が出ましたか。 ◇第三者が検証できるような 1 枚にまとめた資料があればいいのに。 ◇四国地方整備局では、この工事のどこに難しさがあって、有効な手立ては何か等をまとめた資料がついているが、徳島市はそれが無い。	◆コンサル業者が入った設計書を作成しており、工事の予定価格を積算しています。 ◆別発注の案件なので添付していません。 ◆予算の範囲内で精査してもらっています。 ◆設計業務を入札にかけ、成果品を収めてもらい、翌年度はそれをもとに最新の単価に置き換えて工事の発注をしています。

◇予定価格は示していないのか。 ◇予定価格を見積金額を超えているときはどうするのか。	◆予定価格は非公開です。 ◆特命随契なので、相手方としてはここしかできないので、見直すとしたら仕様書になります。
審議8 <一般競争入札・総合評価方式> 法花谷配水システム設備更新工事 (上下水道局)	
◇ 参加資格内容が4つあるがこの資格を持っている業者が工事をした際は仕上がりには差が出る工事なのか。 ◇ 法花谷という地形を総合的に見たとき、こういう所に注意しないといけないだとかこういう所にリスクがあるなど工事の実効性を持たすための紙(仕様書)はあるのか。 ◇ 一定の要件を満たした人はコストでの競争になるのか。 ◇ この入札は一者しか参加しておらず競争の原理が働いていないのが問題だと思う。入札参加業者がもっと増えるような条件の工夫はできないのか。 ◇ 今回のような更新工事というのは何回かやったことがあるのか。 ◇ 次回以降の更新工事については数社が入札に参加し、予定価格も大きいこともあり、少しでも安いところと契約をする意識が必要だと思う。 ◇ 一者しか入札がなかったことになるが、一般競争入札を行ったうえでこの結果となったことについて考えられることはあるか。	◆ この参加資格にあります4つの資格を満たす業者というのは大手メーカーになります。品質的には、ばらつきがないものとなります。 ◆ 法花谷の地形に関してというほどではないかもしれませんが今回に関しては高圧を低圧に変えたりインバーター化を実施したり、配水システムについて注視して発注を行っています。 ◆ 少し難しい工事ではあるかもしれませんがそうなると思います。 ◆ 参加可能な業者はほかにも数社あるのですが入札の結果としては一者応札でした。応札者以外が参加してこなかった理由は聞き取りを行っていませんが、システムの部分について第十浄水場の中央監視室とのメインシステムと連携が必要になる工事であり、そのシステムを作っている業者との整合性もあり、そのあたりを勘案した結果になったのではないかと想定しています。 ◆ 今回が初めてです。 ◆ はい。 ◆ 想定にはなるのですが、大きい工事になるため工期も長く、専任の技術者を長期間配置する必要もあるため参加を控える業者もいたのではないかと思います。
審議9 <一般競争入札> 北部浄化センター2号雨水ポンプ修繕工事 (上下水道局)	
◇ 入札結果表の中に配置予定技術者の評価、企業の評価を点数化している。過去の工事実績を評価しているが、目先の工事を評価する項目がないように見えるが入れる	◆ 配置予定技術者の評価項目のところですが、配置予定技術者の実績である程度判断できるのではないかと思います。

必要はないか。これから行う工事を高いクオリティーで実施する部分に対して評価できないか。 ◇ 入札結果表の配置予定技術者の資格、工事成績評定点が全業者 0 点となっているが資格を持った業者さんがいないということか。 ◇ 市外企業選定理由書とあるがこれはこういった趣旨のものなのか。 ◇ さきほど市の別案件で下請けに丸投げして元の評価と関係のない下請けの工事水準や評価で行われ、元請が工事していないのではないかという議論があったがそういった趣旨とは異なる書類か。 ◇ 選定理由の部分で、委託先の 2 者に業務を出す理由が記載されているがどちらも形式的に同じ理由が記載されているように見えるがどうか。 ◇ もう少し踏み込んだ理由の記載があればよいと思う。	◆ 配置予定技術者の配点を見ていただきますと技術士を 10 点、それ以外は資格がありませんので 0 点として評価しています。また、会社に技術士がいても設計業務に充てていることがあり、現場に技術士を充ててしまうと会社内での設計業務ができないことになってしまいます。現場の施工に関しても実務経験がある方であれば技術士の資格が無くとも十分施工が可能になります。 ◆ 下請けに出す際は市内業者を優先に発注する原則があり、市外企業に下請けを出す際はこの書類を提出してもらっています。 ◆ 一部を下請けに出すというだけで全体の施工監理は元請業者が行っており全て下請けに出しているという訳ではありません。 ◆ おっしゃるとおりです。元請が信頼したうえで下請けに出しているのです。そういった理由となったのだと思います。 ◆ はい。
審議 10 <一般競争入札> 水道管路緊急改善事業ほか発注者支援業務 (上下水道局)	
◇ 参加資格内容を見ると専門性の高い業務に見える。業者によって実力差が出る業務なのか。 ◇ この資格さえあれば出来上がりの工事の品質は確保できるのか。	◆ 土木工事の中でも水道は水の出る手順を考慮した工事になるため一定の水準を求めた業務となっています。また、上水道の資格だけで条件を求めてしまいますと参加できる業者がほとんどなくなるため、ある一定の水準として参加資格を設定しています。 ◆ いえ、それは違うと思います。我々仕事をしている側の人間であれば現場によってパターンがあ

◇ クオリティーというのはなかなか目に見えないものだと思う。見える化、可視化できるような工夫ができれば後進のためにもなると思う。 ◇ 発注者支援業務とはどんなことをするのか。 ◇ このような業務であれば、実際の支払いが増えることもありうるのか。	ります。臨機応変な対応でこちらも取り組んでいかなければならないと思っています。こういった対応をすれば答えなのかすぐには出ないと思いますし、そういった資格を持った方でないと相談が行えないと思います。 ◆ 私自身もそちらに進んでいくのが良いと思いますのでぜひ検討を進めさせてもらいます。 ◆ まず設計があり、入札を行います。現場において工事業者が工事を進めていますが特異なもの出てきた際や当初の設計どおりでないケースが出てきます。その際に現場に同行し、意見もいただき解決策を考える業務となっています。現場に行き直接の指示を行うわけではなく検討を重ねる業務のほか、業務の検査に向けての補助を行うものとなっています。 ◆ 来ていただく日数で積算しますので業務量が多かったからといって余計に支払うといったことはありません。
---	--

指名停止の運用状況について

◇指名停止のこの内容で、3か月で許されるのか。 ◇入札者が不正をする可能性があるという気落ちを持ってほしい。不正を予防するには、牽制球を投げる姿勢が必要である。 職業的懐疑心を持たなければならない。絶対正しいとは言い切れない。改善するべきところを改善しなければより良いものにならない。不祥事は起こる前提で考える必要がある。 辞退が多い場合などは疑ってみる必要がある。 ◇優秀な業者等を表彰する仕組みはあるのか。	◆今回の案件は、公正取引委員会が既に排除措置命令と課徴金納付命令 26 億 189 万円のペナルティを課しており、各自治体は指名停止要綱に基づいて、それぞれ指名停止を実施することになります。 ◆入札の心得を渡しています。噂が聞こえてきたら、通報することになります。 ◆表彰する仕組みはありますが、表彰したことはありません。業者登録のランク付けに反映する可能性は
--	---

	あります。
--	-------

以 上